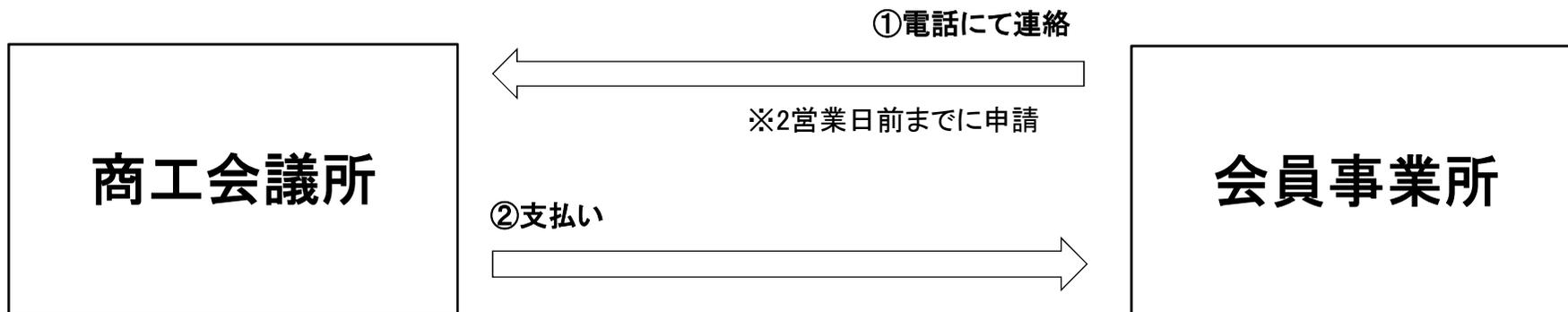


換金方法について



- 【 換 金 期 間 】 令和4年10月21日(金)まで
※期間を過ぎてからの換金には、一切応じられませんので御注意ください。
- 【 事 前 準 備 】 2営業日前までに事務局(商工会議所0166-22-8413)まで連絡してください。
券の枚数と金額を伝えてください。
目安として来所(換金日)の日時をお伝え下さい。
換金する券の裏面に法人名・商号(屋号)を記入してください。(ゴム印可)
- 【 持 参 品 】 商品券(裏面に法人名等が記入されているもの)
換金に来所される方の身分証明書。(運転免許証、保険証、旅券(パスポート)など)
- 【 換 金 時 間 】 平日の午前9時～午後4時30分まで (※営業時間:午前8時30分～午後5時 休日:土日祝)
- 【 そ の 他 】 50万円以上の換金になる場合は、事務局までご相談願います。

【事務局】 旭川商工会議所 産業支援部産業振興課 電話 (0166)22-8413 旭川市常盤通1丁目道北経済センタービル 3階